

報道機関各位

下水道工事にかかる労働基準監督署からの是正勧告について

令和6年1月10日に八幡東区清田二丁目で発生した下水道工事における作業員の死亡事故に対して、北九州西労働基準監督署から令和6年8月13日付で発注者の上下水道局長に対し是正勧告があり、本日付けで北九州西労働基準監督署に対して是正報告を行いました。

これまで、下水道工事にかかる水道管移設工事については、発注部署が異なるため、労働安全衛生法第30条第2項に該当しないと考えていましたが、労働基準監督署より、今回の工事は発注者が同一であることから、同項に該当すると判断されました。

上下水道局としましては、是正勧告の主旨に沿って、今後このような事故が発生することが無いよう、事故防止対策を徹底してまいります。

1 事故の概要

当該現場の掘削作業中に舗装版等の崩落事故が発生し、掘削箇所にはいた水道管を施工する作業員が下敷きとなり、病院に搬送後、死亡が確認された。

本現場は、下水道工事において支障となる水道管を移設するため、下水道工事受注者と水道工事受注者が同一現場で混在し作業を行っていた。

2 是正勧告の概要

労働安全衛生法第30条第2項に基づく統括安全衛生管理を講ずべき者の指名を行っていないこと。(法の目的は、同一の場所において複数の元請業者を使用するにあたり、混在作業によって生じる労働災害を防止するため。)

なお、受注者に対しても労働安全衛生法第21条第1項による是正勧告書および指導票が発出されている。

3 是正措置の内容

上下水道局で複数の工事を発注し同一の場所に複数の元請負人の混在作業が発生する場合は、労働安全衛生法第30条第2項に基づき、発注者が「統括安全衛生管理を講ずべき者」を指名することとする。

上記について、局内の職員へ周知徹底を行い労働災害防止に努める。

4 事故再発の防止対策

(1)実施済の対策

- ①令和6年1月17日に上下水道局部長名で局内関係職員へ文書を発出。
「掘削を伴う工事の安全確保の徹底について(注意喚起)」
内容：・事故の概要
・工事の安全に関する基準の通知(土留支保工の設置に係る基準)
・工事現場の安全点検
・書面による指示の徹底
- ②令和6年1月25日に技術監理局長名で北九州市役所内の建設工事関係職員へ文書を発出。
「工事現場の安全確保の徹底について(依頼)」
内容：・事故の概要
・工事現場の安全確保の徹底
- ③令和6年2月29日に上下水道局長名で局内関係職員へ文書を発出。
「上下水道局事故防止対策(緊急的な安全パトロールなど)の実施について(通知)」
内容：・本庁部長級による安全パトロールの実施
・技術監理局検査課による安全パトロールの実施
・安全パトロールで指摘・指導した内容の共有

(2)是正勧告を受けての対策

本日付で、「上下水道局の事故防止について(通知)」を上下水道局長名で発出し、上下水道局で複数の工事を発注し同一の場所に複数の元請負人の混在作業が発生する場合は、「統括安全衛生管理を講ずべき者」を指名し、労働災害を防止するよう周知徹底を図った。

また、その他の市発注工事においても、本日付で、同様の通知を技術監理局長名で発出し、改めて、対応の周知を図った。

【問い合わせ先】

担当部署：上下水道局 下水道整備課
担当者：(課長)松藤、(係長)平野
電話：093-582-2482

1 労働安全衛生法 第30条第2項前段(参考)

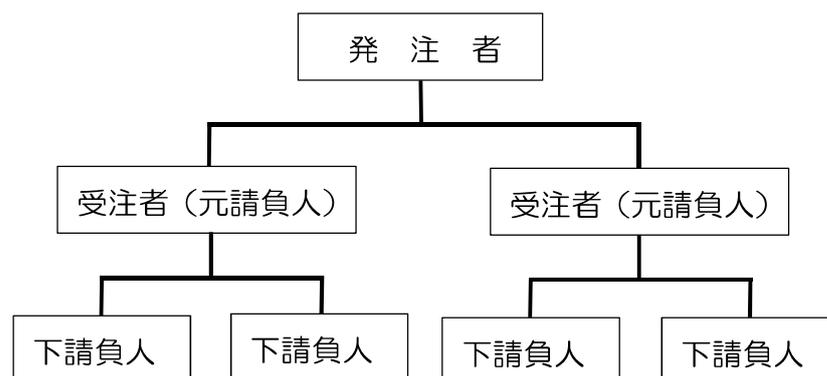
特定事業の仕事の発注者(注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。以下同じ。)で、特定元方事業者以外のものは、一の場所において行なわれる特定事業の仕事を二以上の請負人に請け負わせている場合において、当該場所において当該仕事に係る二以上の請負人の労働者が作業を行なうときは、厚生労働省令で定めるところにより、請負人で当該仕事を自ら行なう事業者であるもののうちから、前項に規定する措置を講ずべき者として一人を指名しなければならない。

※特定元方事業者:元方事業者のうち、建設業または造船業を行う事業者

※元方事業者:1つの場所で行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせている者

2 労働安全衛生法の適用について

労働安全衛生法第30条第2項前段の体系図



清田二丁目の現場については、下水道工事、水道工事の発注者が共に上下水道局長であることから、上記の体系とみなされた。

3 労働安全衛生法 第21条第1項

(事業者の講ずべき措置等)

事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。